

**令和8年度北陸地域における東南アジア向けランドオペレーター招へい・商談会開催業務委託
委託業者選定に係るプロポーザル実施要領**

1 目的

当事業は、東南アジアから北陸（富山県・石川県・福井県）への誘客を促進するため、官民挙げて東南アジア市場を取り扱う国内ランドオペレーターを対象とした観光セミナー、商談会、北陸地域の視察を実施し、北陸への旅行商品を働きかけるものである。

2 委託業務

(1) 業務名

令和8年度北陸地域における東南アジア向けランドオペレーター招へい・商談会開催業務

(2) 業務内容

別添「仕様書（案）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 提案上限額

3,434,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、委託業務の内容の実施にかかる全ての費用を含む。

4 選考の流れ

令和8年 8月28日（金）：実施要領等の公表

9月 4日（金）：質問の提出期限（正午まで）

9月10日（木）：プロポーザル参加申込書提出期限（正午まで）

9月17日（木）：企画提案書の提出期限（正午まで）

9月 下旬：審査結果の通知（予定）

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問票（様式 1）により提出すること。

(1) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【質問票提出】令和8年度北陸地域における東南アジア向けランドオペレーター招へい・商談会開催業務」とすること。

【宛先】北陸国際観光テーマ地区推進協議会

本事業窓口宛：福井県交流文化部インバウンド交流課

E-mail: inbound@pref.fukui.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年9月4日（金）正午まで

(3) 回答方法

電子メールの受信後、当協議会から受信確認のメールを送付し、令和8年9月8日（火）までに回答のメールを送付する。なお、評価基準の配点に関する内容や、他の応募者に関する内容等の質問については受け付けない。

6 プロポーザル参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、以下の要領により関係書類を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めないので注意すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社概要及び業務実績（様式3）

ウ 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者である場合は、福井県競争入札参加資格決定通知書の写し

エ ウの者に該当しない場合は、次の①から④の書類

① 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

参加申込書提出日前3月以内に発行されたもの。（写し可）

② 納税証明書

i 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書

（納税証明書「その3」。「その3の3」でも可。直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもの。様式が未納税額のない証明用のもの。）

ii 福井県内に事業所を有する者にあつては、福井県税に未納がないことを証する納税証明書

③ 財務諸表（直前決算の貸借対照表、損益計算書）

(2) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を

「【参加申込書等提出】令和8年度北陸地域における東南アジア向けランドオペレーター招へい・商談会開催業務」とすること。

【宛先】北陸国際観光テーマ地区推進協議会

本事業窓口：福井県交流文化部インバウンド交流課

E-mail: inbound@pref.fukui.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年9月10日（木）正午まで

(4) 備考

電子メールの受信後、当協議会から受信確認のメールを送付する。

7 企画提案書の提出

企画提案書は1者につき1案のみとし、以下の要領により関係書類を提出すること。

(1) 提出書類（以下2点【ア、イ】）

ア 企画提案書の提出について（様式 4）

イ 企画提案書（様式任意。ただし以下を条件とする）

- ・サイズ：A 4（縦）

- ・頁 数：20 頁以内（表紙含む）

- ※提案内容を分かりやすく簡潔に記載すること。

- ※指定頁数を超える部分については審査対象外とする。

- ・文 字：本文 11 ポイント以上（図や表など挿入資料の文字は除く）

以下の項目に従い作成すること。

① 業務内容に関する具体的な企画案

- ・別紙「仕様書（案）」中の「事業の目的」をより効果的に達成することができる企画案とすること。
- ・仕様書（案）に記載した事業項目及び事業内容を原則とするが、これによらない提案も受け付ける。
- ・企画案によりどれだけの事業成果が見込まれるのか、可能な範囲で（目標値）を明記すること。各成果指標の把握手法についても記載すること。

② 作業工程

- ・業務の進め方、スケジュールに関する考え方を明記すること。

③ 業務実施体制

- ・本業務を運営する人員、人数、指揮命令系統、役割分担等を詳細に記載すること。

④ 再委託の有無（ただし、発注者の承諾を要するものに限る。）

- ・再委託をする場合は、再委託する事業者名、住所、業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額を記載すること。（様式不問）

- （業務範囲に旅行業に該当する行為を含む場合は、旅行業の登録番号）

- ・再委託する業務範囲、再委託の必要性については具体的に記載することとし、下記（i）～（iii）が明確に判断できるようにすること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における（ii）に限る。

（i）「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

（ii）「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務

- ・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。

（iii）「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）

- ・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

⑤ 参考見積及びその内訳

- ・経費見積りは、それぞれの項目・単価・数量等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と必ず区分して記載すること。

(2) 提出形式

電子データでの提出とする。企画提案書については、提案者名の記載があるもの及び提案者名の記載がないもの、両パターンデータを提出すること。

※提案者名の記載がない方の企画提案書には、社名を暗示する文字や記号、符丁、装丁等を

一切使用しないこと。

※データ量は原則10MB以内に収めること。10MBを超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

(3) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。

提出の際は、件名を「【企画提案書提出】令和8年度北陸地域における東南アジア向けランドオペレーター招へい・商談会開催業務」とすること。また、メール送信後に送信した旨を提出先に電話すること。

【宛先】北陸国際観光テーマ地区推進協議会

本事業窓口：福井県交流文化部インバウンド交流課

E-mail: inbound@pref.fukui.lg.jp (TEL: 0776-20-0546)

(4) 提出期限

令和8年9月17日（木）正午まで

(5) 留意事項

ア 本要領及び仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。

イ 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、全て提案者の負担とする。

ウ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。

エ 提出後のデータの差し替えや修正は一切認めない。

オ 当協議会から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

8 説明会

本業務の企画提案を公募するにあたっての説明会は開催しない。

9 審査方法

(1) プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

(2) プロポーザルの審査

ア 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書、企画提案書等の内容について書面による審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。

イ 審査基準

審査項目	評価基準
1. 業務内容の理解度	(1) 事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか。 (2) 事業主体の要請する内容を満たしているか。
2. 企画力	(1) 提案された手法・メニューに創造性があるか。

	(2) 提案された手法・メニューに十分な効果が見込まれるか。
3. 業務遂行力	(1) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。 (2) 事業実施スケジュールは妥当か。
4. 経費積算の妥当性	(1) 見積書の内容や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づいた内容になっているか。 (2) 企画内容に見合った適切な経費となっているか。

ウ 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定する。

エ 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に速やかに電子メールにより通知する。

オ 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

カ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した受託候補者と当協議会が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案のあった内容を基本とする。

(2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴収し決定する。

(3) その他

受託候補者と当協議会との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

11 提出・問合せ先

北陸国際観光テーマ地区推進協議会

本事業窓口：福井県交流文化部インバウンド交流課 牧野

〒910-0005 福井県福井市大手2丁目4-13 TEL：0776-20-0546

E-mail: inbound@pref.fukui.lg.jp